

# 第7回フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。

このため、厚生労働省では法令を改正し、「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに特別教育を新設し、2019年2月1日以降、フルハーネス型安全帯を使用することが原則になるとともに、「高さが2m以上の高所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用しておこなう作業」等を行う労働者は、特別教育を受講することが義務付けられました。

人気講習のため新たに7回目を設けました。多くの受講希望が予想されますので、お早めにお申込みください。

【日 時】 (第7回)令和元年9月8日(日) 10時～17時

【会 場】 東建従会館3階会議室(江戸川区東葛西7-6-4)

【受講料】 組合員 3,000円 組合員外 8,000円※テキスト、修了証代込

【申込み方法】 下記申込書をFAXしていただくか、電話でお申し込みください。

【締 切】 定員になり次第(40名)

【持ち物】 筆記用具

申し込まれた方には、顔写真(3cm×2.4cm)郵送用封筒と、受講料振込用紙を送付します。

\*\*\*講習に関するお問い合わせは・・・☎03-3689-3191 担当・岡本まで\*\*\*

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育申込書

氏 名		生年月日	
住 所	〒		
連絡先		携 帯	

**FAX 03-3689-3199**